令和7年度 社会福祉法人 關済生会支部長野県済生会施設 寝具等賃貸借業務 仕様書

1 業務の概要

社会福祉法人職済生会支部長野県済生会(以下「本支部」という。)が管理運営するシルバーランド みつい及びシルバーランドきしのにおいて使用する寝具等について、契約期間内における貸し付け等を 行うものである。

2 賃貸借寝具等について

- (1) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月健政発第98号)に定める 基準寝具設備に適合するリネン類とする。
- (2) 各施設における1日あたりの寝具等の必要組数は、予備を含め概ね以下を見込む。

施設名	特養	デイサービス
シルバーランドみつい	約120組	約20組
シルバーランドきしの	約140組	_

(3) 各施設における本業務の年間想定数量は、概ね以下を見込む。なお、施設の利用実績等から算出しているが年間をとおして増減するものとする。また、年間の契約数量として保証するものではない。

施設名	特養	防水シーツ	デイサービス	
			地域密着	認知症
シルバーランドみつい	108 人×365 日	108 人×365 日	15 人×311 日	4 人×259 日
シルバーランドきしの	115 人×365 日	115 人×365 日	_	

3 業務内容

- (1) 各施設において指定した場所に集積された寝具等を引き取り、週2回クリーニング及び仕上げ作業を行い、各施設の指定した場所に仕分けた上で納品する。回収、搬入は各施設それぞれ週1回とする。また、汚れの酷い布団、枕等もクリーニングを行うこと。
- (2) 納品、搬出は、それぞれ施設職員の確認を受けるものとする。納品、搬出の際は、施設寝具取扱い業者として入所者(入居者)・利用者への対応に気をつけること。また、本業務の実施に当たり知り得た情報は漏らしてはならない。
- (3) 納品・回収した寝具等で汚れ落ちの悪いものは、再度引き取り、クリーニングすること。
- (4) 施設内において感染症の入所者(入居者)・利用者が使用した寝具は、「感染」と明記して排出する。「感染」と明記された寝具等を運搬・搬出する際は、密封して他への感染を防ぐなど、適切に感染症対策を講じた上で取り扱うとともに、感染症対策に応じたクリーニングをすること。また、クロストリジウム等の包芽菌の対応も行うこと。
- (5) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第5項及び第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの、若しくは恐れのあるものについては、施設職員と処分方法をあらかじめ協議したうえで処分すること。

4 賃借料について

本業務における賃借料は、基準寝具の実使用とし予備の基準寝具は請求額に含めないものとする。また、各施設における契約期間想定数量に対する基準寝具1組当たりの単価をもって契約する単価契約によるものとする。

5 契約期間

令和年7年4月1日から令和10年3月31日まで(3ヵ年)

6 契約書について

本業務の入札は本支部が取りまとめて執行するが、契約書の締結に当たっては、シルバーランドみつい及びシルバーランドきしのの両施設長とそれぞれ締結する。また、契約締結時には、業務代行保証書を付すこと。

なお、契約書案は、受注者にて用意し、落札決定の日の翌日から5日以内に契約すること。

7 破損、紛失について

賃借した寝具等の著しい汚損、破損若しくは、紛失等にかかる弁済は、その原因者による負担とする。なお、各施設の原因により弁済する場合は、契約締結時に寝具類仕様明細ごとに弁済額を協議のうえ定めること。また、納品・搬出作業中に施設敷地内の器物等を破損したときは、速やかに当該施設職員に届け出ること。

8 寝具類仕様明細

- ベッドパッドまたは敷布団
- 掛布団 (羽毛) または肌布団 (羽毛)
- 毛布
- 枕(大、小)
- 敷布(特養はボックスシーツとする。)
- 掛布団・肌布団、毛布の包布(カバー)
- 枕カバー

上記の寝具を一組とするほか、施設から指示がある場合は、これに防水シーツ及び防水シーツ用横シーツを一組として必要に応じて納品すること。

また、上記明細は必要最低限の項目であり、施設寝具にあたって、衛生面及び保湿性を保てるよう受注者によって寝具一式の中に必要な補充をする。また、季節に応じて布団を切り替えること。

9 業者入替えについて

入札により受注者が変更する場合は、速やかに新旧受注者が業務の引継ぎを行い、必要な寝具類等の搬入・回収について調整すること。なお、判別しやすいよう寝具等に社名を明記すること。詳細は各施設職員と打ち合わせの上実施すること。

10 入札について

入札者は、別紙入札書に基づき、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、寝具等の各項目における 110 分の 100 に相当する額の単価を入力し、年間想定数量を乗じた金額の契約期間 (3年間) 合計額をもって比較し、最低の金額を提示した者を落札者とし、入力した単価を各施設における契約単価とする。

年間想定数量は、各施設の利用見込に基づくものであり、数量は施設利用実績に基づき変動する。 入札書は、本支部所定の様式第4号を用いること。